

田原本町高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画

策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

田原本町高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条に基づき、令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とし、田原本町高齢者保健福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画(以下「第 10 期計画」という。)を策定することを目的とする。

なお、第 10 期計画には共生社会の実現を推進するための認知症基本法を勘案した認知症施策推進計画を包含するものとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 業務の体制

業務の遂行にあたり業務担当責任者及び業務担当者(以下「担当者等」という。)を置き、当町とは綿密に連絡・調整することで、当町の指示に迅速に対応できる業務体制を構築するものとする。

5. 委託業務の内容

本業務については、計画策定の目的・内容を理解し、本町の特性や課題を踏まえ、下記の業務を履行し得る体制を整えるとともに、事業実施スケジュールを適正に示し、委託者と協議したうえで実施するものとする。その他必要な事項は受託者と委託者とで協議すること。

(1) アンケート調査の実施

国が提示する調査内容を基本としつつ、地域の実情に即した調査方法や調査項目の検討・見直しを行い、必要に応じて調査票の変更を行ったうえで、調査を実施すること(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の回答は郵送とWeb の併用とする。)。調査結果の入力・集計・分析を実施することで、要介護状態となる前のリスク要因や高齢者の社会参加の状況、地域包括ケアシステムに対するニーズ、介護サービスの利用状況や必要性、さらには介護者の就労継続や高齢者の在宅生活の維持に資するサービス利用の傾向などを明らかにし、計画策定に活用するための基礎資料としてそれらを総合的に分析した報告書を作成すること。また、認知症施策推進計画を包含する視点で設計し実施すること。

調査概要

調査の名称	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	②在宅介護実態調査
調査の主たる目的	・町全域、校区ごとの地域課題等を把握する(地域診断)。 ・田原本町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画(以下「第9期計画」という。)の進捗管理の一環として、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業の評価を行う。 ・第10期計画策定のための基礎資料とする。	・在宅サービスの利用者及びその家族等介護者の現状及びニーズ等を把握する。 ・第10期計画策定のための基礎資料とする。
調査対象者	65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者 約1,500人	在宅サービスを利用している要介護・要支援認定者 約400人
調査の方法	郵送配布、郵送またはWebにより回収(調査対象者が返信用封筒による回答またはWebでの回答を選択できる形とする)	郵送配布、郵送回収 訪問調査員による聞き取り(町で実施)

〈委託者において行う業務〉

- ・調査対象者の抽出、住所、氏名、連番等を記載した宛名ラベルの作成
- ・発送物の郵便局への持ち込み
- ・回収された調査票の収受・開封・ナンバリング

〈受託者において行う業務〉

- ・調査票の検討・設計(内容については、委託者と協議すること)
- ・調査票、送付用封筒、返信用封筒(封筒は発送用:角型2号、返信用:長形3号)の作成
- ・調査票及び回収用封筒の封入・封緘、送付用封筒へ宛名ラベルの貼付、納品
- ・調査票(回収後)の委託者からの受け取り(最後は委託者へ返送)
- ・調査票の発送及び返送費用の負担、町が回収した調査票の受託者への配送、返送費用の負担
- ・調査結果のデータ入力、集計(単純集計、クロス集計、その他)及び結果分析・考察
- ・調査票の結果等を基に報告書を作成
- ・上記報告書の電子データによる納品

※調査結果報告書を作成する際は、得られた内容を整理・分析し、グラフ、クロス集計表等を用いて視覚化し、分かりやすいものとするよう努めること。

- ・調査対象者がWeb(インターネット)においても回答できるよう、受託者において調査票と同内容の専用Webページを制作すること。

※パソコンのほか、スマートフォン、タブレット端末からも回答ができること。

調査対象者専用WebページにアクセスしやすくするためURLをQRコード化し、調査票等に掲載するものとする。

- ・委託者の費用負担となっていない一切の業務、費用負担等

(2)第10期計画策定支援業務

第10期計画の策定にあたり、国の指針に基づき、関連資料の整理・分析、課題の抽出、施策の方向性の整理等を行い、計画書(素案)の作成を行う。

また、これまでの実績等を踏まえた人口推計および介護サービス量の推計を行い、地域包括ケア「見える化」システムへのデータ登録、他市町村との比較分析を通じて基準となる保険料の算定を行うとともに、策定委員会の開催に係る資料作成や運営支援等を実施すること。

〈委託者において行う業務〉

- ・受託者より専門的見地から支援を受け、委託者が主体となり計画作成をする。
- ・計画の骨子案及び素案は受託者の助言・資料提供等の支援を受けながら委託者が主導し作成し、最終的な計画の決定も委託者が行う。

〈受託者において行う業務〉

- ・高齢者を取り巻く現状分析及び課題の整理等

田原本町の人口、第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数、介護保険サービス利用等の状況、令和7年度に実施した(1)の実態調査の報告書等の資料を活用し、田原本町における現状を分析・整理し、課題の抽出を行う。

- ・介護保険サービス見込量、保険給付費、介護保険料水準の推計

田原本町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画(以下「第9期計画」という。)の進捗状況や成果・課題の分析評価を行うとともに、令和9年度から令和11年度までの介護保険サービス見込量、保険給付費、介護保険料の水準を推計し、中長期的な視野に立った施策の検討、提言等を行う。

- ・量的推計及び「地域包括ケア「見える化」システム」への入力、比較分析

上記を踏まえたうえで、第10期介護保険事業計画における量的推計等(将来人口推計、介護保険サービス見込量、介護保険料基準額算定等に関する資料作成を含む)を行い、その結果を「地域包括ケア「見える化」システム」に登録し、全国、奈良県、近隣自治体、類似自治体等と比較することにより、田原本町の特徴を確認し、施策の立案につなげる。

- ・介護保険制度改正の動向把握等

介護保険制度改正の動向把握を行い、第 10 期計画に反映させる。

- ・計画素案の策定

上記の結果や国から示される基本指針等を踏まえ、第 10 期計画の全体構成、基本理念、基本方針（大目標・中目標）の検討・設定、大目標との現状との差の要因・課題の整理、対策としての施策（体系）についての提案を行う。

なお、施策の設定にあたっては、高齢者福祉・介護保険の両施策について、計画期間内における年度ごとの定量目標の設定を行うものとし、その量の確保のための方策についても提案する。

また、上位計画・関連計画（障害者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、データヘルス計画等）に基づく施策の影響、関連会議で提案された意見や専門職等への意見聴取、パブリックコメントの結果等を踏まえ委託者と協議を重ねた上で段階的に計画骨子案、計画素案を策定していくものとする。

- ・第10期計画に認知症推進計画を一体的に包含するための支援

認知症基本法を勘案し、第 10 期計画に認知症施策推進計画を包含するための支援

- ・計画策定における進行管理、打ち合わせ協議等

第 10 期計画を策定するにあたり、その作業内容を明確にし、スケジュールの進行管理を行う。その都度、打ち合わせの記録簿を作成し提出する。

(3)策定委員会の運営支援業務

策定委員会開催回数(予定)

令和 7 年度 1 回、令和 8 年度は 3 回の開催を予定

〈委託者において行う業務〉

- ・介護保険運営協議会に用いる会議資料の作成
- ・介護保険運営協議会における資料に基づく説明
- ・介護保険運営協議会における議事録の作成

〈受託者において行う業務〉

- ・策定委員会における助言、提言等(リモート参加可)
- ・国、奈良県及び他市町村からの第 10 期計画関連情報の収集等
- ・その他、委託者が指示する事項

(4)パブリックコメントの実施支援

委託者が実施するパブリックコメントについて、実施に必要な資料作成や意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

6. スケジュール(案)

令和 7 年 10 月下旬から令和 7 年 11 月上旬まで

在宅介護実態調査及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票等内容検討・作成

令和 7 年 11 月上旬

令和 7 年度第 1 回策定委員会にてアンケート調査票等確定

令和 7 年 11 月中旬

印刷・アンケート調査票発送準備

在宅介護実態調査(訪問分)開始(令和 7 年 12 月～令和 8 年 2 月)

令和 8 年 1 月上旬

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票及び在宅介護実態調査(郵送分)発送

令和 8 年 1 月上旬から令和 8 年 1 月下旬まで

アンケート調査実施

令和 8 年 2 月中旬から令和 8 年 3 月下旬まで

アンケート調査票集計・分析、アンケート調査結果報告書作成

令和 8 年 3 月下旬

アンケート調査結果報告書等納品

令和 8 年 4 月上旬から令和 8 年 7 月中旬まで

第 9 期計画の評価

第 10 期計画の基本方針(骨子案)作成

令和 8 年 7 月下旬

令和 8 年度第 1 回策定委員会開催

令和 8 年 8 月上旬から令和 8 年 12 月中旬まで

第 10 期介護保険事業計画(素案)作成、第 10 期計画の量的推計等

令和 8 年 10 月下旬

令和 8 年度第 2 回策定委員会開催

令和 8 年 12 月中旬から令和 9 年 1 月中旬まで

パブリックコメントの実施

令和 9 年 1 月下旬

パブリックコメントの結果公表

令和 9 年 2 月上旬

第 10 期計画(最終案)作成、介護保険料基準額最終算定等

令和 8 年度第 3 回策定委員会開催

令和 9 年 3 月上旬

第 10 期計画決定、介護保険条例改正

7. 成 果 品

(1)調査報告書 印刷用及びホームページ掲載用電子データ一式(WORD 形式及び PDF 形式)

- (2)計画書 80 頁以上 印刷用及びホームページ掲載用電子データ一式(WORD 形式及び PDF 形式)
- (3)その他関係資料一式(電子データを含む)

※上記一式はCD-R等で提出すること。

8.そ の 他

- (1)本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただしこれを上回る企画提案を妨げるものではない。また、本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し決定すること。
- (2)業務の詳細や日程管理について、委託者と十分な打合せを行うこと。
- (3)納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、受託者は委託者の指示に従い必要な処置を受注者の負担において行うものとする。
- (4)業務本体の再委託は禁止とする。ただし、この仕様書で示す業務の一部の軽微な部分について、あらかじめ書面にて委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。なお、この場合において、受注者はその一切の責任を負うものとする。
- (5)受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない